

## 島本町教育委員会 会議録（令和4年第8回 定例会）

日 時	令和4年7月26日（火） 午前9時30分 ～ 午前10時30分
場 所	島本町役場3階 委員会室
出 席 者	中村りか教育長、西尾一実教育委員、丸野亨教育委員 （教育こども部）岡本泰三部長、安藤鎌吾次長兼生涯学習課長兼体育館長、 南田篤志次長兼子育て支援課長 委員及び事務局職員 （教育総務課）廣井信弥課長、上月健史参事、佐々木桃果 （教育推進課）佐々木淳平課長、森悠介参事、吉田裕亮参事 （子育て支援課） （生涯学習課）
欠 席 者	高岡理恵教育委員、森田美佐教育委員
委 員	
議 題 及 び 議 事 の 趣 旨	第8号報告 令和4年度学校教育自己診断（案）について 第9号報告 令和4年度夏季休業期間中における児童生徒の指導について 第20号議案 島本町特別支援委員会委員の委嘱について 第21号議案 島本町府費負担教職員被服貸与規則の廃止について
議 決 事 項	第20号議案、第21号議案
教 育 長 の 報 告 の 要 旨	別紙議事録のとおり
そ の 他	傍聴者1名

教育長

本日、高岡教育委員及び森田教育委員から、島本町教育委員会会議規則第3条第3項の規定に基づき、欠席する旨の届出がありましたので、出席者は3名です。

定数を満たしておりますので、令和4年第8回教育委員会定例会を開会いたします。

お諮りいたします。会議録署名委員は、島本町教育委員会会議規則第17条第2項の規定により、丸野教育委員に決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、会議録署名委員は、丸野教育委員に決定いたしました。よろしく願いいたします。

それでは、第8号報告「令和4年度学校教育自己診断(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第8号報告「令和4年度学校教育自己診断(案)について」、御説明申し上げます。

学校教育自己診断は、毎年、11月頃に各小・中学校で児童生徒・教職員・保護者対象にアンケートを実施し、学校ごとにアンケート結果を集約し、学校評価として活用しております。学校教育自己診断を通じて、学校教育活動の見直しや教職員の指導改善を図っております。

アンケート項目については、小・中学校ともに、共通項目を設定しており、この度、新学習指導要領や本町が令和3年度から取り組んでいる「みづまるキッズプラン」を推進していくに当たり、アンケート項目及び内容について見直しを図り、各学校長の意見を踏まえ、令和4年度学校教育自己診断(案)を作成しました。

まずは、小学校の主な変更内容について御説明申し上げます。

アンケート項目2番、「確かな学力」の育成については、質問内容を「授業は、わかりやすい。」から「授業が主体的に学ぶ力がつくように工夫している。」に変更いたしました。

アンケート項目5番、自学自習については、それまで「家庭学習について」という項目から変更いたしました。

アンケート項目8番、「心の教育」や規範意識の育成については、児童一人一人の個性、持ち味を大切に、児童同士が互いの違いを認め

合える集団を作り、全ての児童が安心して学べる学級・学年・学校づくりに重点を置くことから、質問内容として、「人に対する思いやりやルールの大切さについて教えてくれる。」から「お互いの違いを認め合い、人を大切にすることについて学ぶことができる。」に変更いたしました。

アンケート項目10番、「食の教育」については、小学生低学年、高学年がより答えやすい質問内容に変更いたしました。

次に、中学校の主な変更点について御説明申し上げます。

アンケート項目2番、「確かな学力」の育成については、質問内容の「先生は、学習に興味や関心を持たせる指導をしている。」から「先生は、生徒が主体的に学ぶことができる授業を行っている。」に変更いたしました。

アンケート項目5番、自学自習については、小学校同様、これまで「家庭学習について」という質問項目から変更いたしました。教職員への質問内容として、「学校では、家庭学習の充実に向けて、家庭と連携するなど、重点的に行っている。」から「自学自習力育成のため、学校全体で取り組んでいる。」に変更いたしました。

アンケート項目8番、「心の教育」や規範意識の育成については、生徒質問において、「学校では、人権の大切さや社会のルールについて、道徳の授業などで学ぶ機会がある。」から「学校では、お互いの違いを認め合う人権の大切さや社会のルール等について学ぶことができる。」に変更いたしました。

アンケート項目9番、いじめ防止・対応については、いじめ防止や早期発見の取組は、学校だけが推進するものではなく、生徒自身がいじめ防止対応についても学ぶことが重要であることから、生徒質問内容の「学校は、いじめ防止や早期発見の取組を進めている。」から「学校では、いじめ防止の取組について学ぶことができる。」に変更いたしました。

以上、簡単ではございますが「令和4年度 学校教育自己診断（案）について」の説明を終わらせていただきます。

教育長  
教育委員

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

御説明をお聞きして、とても良く分かりました。特に、最後のいじ

めのところについては、学校が取り組むというところだけではなく、子ども自身もそれに向けて、というところは、すごく私も同じ思いで賛同するところであります。とてもいい質問になっていると思いました。また、心の教育についても、それまでの「思いやり」とか「ルール」という言葉だけではなく、「お互いの違いを」というところが非常に鮮明に出てきているというのが、多様性やその理解が求められている時代において、この文言が入っているのはとてもいいなと思ったのと、道徳の時間を中心にという枠を外して全ての教育課程で、ということだったと思うんですけども、それも全く同じ思いをしております。授業の中でもそういったことができると思います。

御質問なんですけれども、「確かな学力」のところについて、小学校でしたら「授業は、わかりやすい。」から「授業が主体的に学ぶ力がつくように工夫している。」に変えたところなんですけれども、アンケートに答える子どもさんの学年の対象というのは全学年になるのかどうかというところと、もし全学年になるのであれば、特に下の学年の子どもたちに対して、主体的という文言のところをどのように説明をするのか、あるいは、アンケート項目なので、個々人の先生がその先生なりの説明をしてしまうと、子どもの理解がずれるところもありますので、あえてその質問について、言葉については説明をせずに進めるのか、あるいは、説明するのであれば言葉をそろえるようにするのかどうか、そういった具体的な方針はどのようにされているのでしょうか。

教育推進課長

アンケートの対象は全学年となっております。その上で、学校長と相談する中で御指摘がありました。当然、「主体的に」という言葉は、小学校1年生には分かりませんので、説明を必ず進めながら子どもには回答してもらい、そのときには「自分から学ぶ」という文言で統一するという話はしております。特にこれは低学年にかかわらず、今までは先生が主体になっていたところを自分から気付いて学んでいく、正に「みづまろキッズプラン」の考え方なんですけれども、その学び方というのは、1年生から当然ICTのタブレットも入ってきますし、学び方を学ぶというのを生活の大きな柱としております。

教育委員

自分からってというのは、できれば、今から間に合うようであれば、

学習する中身を選ぶとか、学習する方法を選ぶとか、自分から学ぶプラス何をどう学ぶのかも自分で決められるんだ、という辺りのニュアンスとして込められるのであれば、込めていただけたら有り難いなと思っております。

教育委員

アンケートというのは難しいものですから、低学年にどうされるのかなというのが非常に気になっていて、先生が説明されると主観が入ることが多いんだろうなと思います。

教職員の方々の回答なんですけれども、これは、先生方が御自分の日頃の取組の中での主観というか、何か明確な根拠に基づいて、例えばICT事情であれば、教科によっては使いやすい教科と使いにくい教科、または、単元によって、特に中学校の方なんかはそう思うんですけれども、その辺りは何か根拠や基準があるということではなくて、先生方の日頃の主観で答えていただく、ということではよろしいでしょうか。

教育推進課長

委員のおっしゃるとおり、ここの項目が一番協議がありまして、それぞれの教師の主観によりますので、ここはどういったことが学ぶ力なのか学び方なのか、というところは、今後共通認識を図っていく必要があるというふうに思っております。ただ、昨年までのアンケート項目では、授業が分かりやすいとか、興味・関心という一時的なもので、主体がそこに映ってないということで、今回は、どこに主を置くのかというところを、教師から子どもに置くというところに変更した、というところに価値を置いておりますので、今後、御意見を頂きながら、文言のところは、変更も含めて考えていきたいと思っております。

教育長

新しい指導要領も教師目線から学習者目線に移っているということですし、目に見えない部分なので大変難しいかと思うんですが、検討していきたいと思うのと、委員がおっしゃっていた互いの違いを認められるということが入ったところ、それは教科教育の中で容認だと思いますので、意識しながら作られていけたらいいなと思います。自分から学ぶということに関しては、就学前の保育所、幼稚園、正にそのものなので、そこを小学校以上の職員が本当の意味で理解して取り入れてってもらえたらなと思っております。

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第9号報告「令和4年度夏季休業期間中における児童生徒の指導について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第9号報告「令和4年度夏季休業期間中における児童生徒の指導について」、御説明申し上げます。

令和4年7月7日付け島教教第723号にて、各学校長に対して、夏季休業期間中における児童生徒の指導について通知するとともに、7月校長会において、万全を期すよう周知いたしました。また、大阪府教育庁からの通知も併せて周知を行っております。

本町では、大きく2項目8点について、留意事項を作成いたしました。

第1項目の生徒指導につきましては、5点に分けて示しております。

1点目は、近年、SNS上のトラブルやいじめ事象が生起している中、児童生徒に電子端末や携帯電話、スマートフォン等によるインターネット利用の危険性を認識させるとともに、家庭でのルールづくりやフィルタリングの徹底等、保護者への啓発を図ること。

2点目のいじめ対応については、学校いじめ防止基本方針にのっとり、組織的に迅速かつ適切な対応に努めるとともに、教育相談を実施するなど、児童生徒の不安が生じないように保護者と密接に連携すること。

3点目の配慮を要する不登校児童生徒に対しては、きめ細かな指導・支援を充実させ、休業期間中においても、家庭や関係機関との連携を図ること。欠席が長期にわたっている等、気になる児童生徒については、ヤングケアラーの可能性及び児童虐待も視野に入れ、現状把握に努めながら組織的・計画的な支援を行うこと。

4点目の児童虐待への対応については、学校の果たすべき役割として、疑いのあるものを含め、児童虐待が判明した場合は、速やかに子ども家庭センター及び島本町子育て支援課に通告すること。

そして、5点目として、児童・生徒が、休業期間明けのスタートをスムーズに切れるよう万全を期すことと、いたしました。

第2項目の安全管理・指導につきましては、3点を示しました。

1点目は、保護者や地域、関係機関と連携し、子どもを守る体制を確立すること。

2点目は、部活動において、無理のない活動計画・内容について十分に検討の上、児童・生徒の健康状態を把握しながら、安全管理及び安全指導に万全を期すること。特に、熱中症予防のために、活動中はマスクを外すこと及び水分補給について配慮すること。

最後に、3点目は、日常生活における事故防止、安全確保について児童生徒への指導を行うこと。

以上、簡単ではございますが、「令和4年度夏季休業期間中における児童生徒の指導について」につきましての説明とさせていただきます。

教育長

ただいまの報告について、御質問、御意見等ございませんか。

教育委員

安全管理の(2)のところで、マスクについて書いてくださっています。勤務する大学の中で見てましても、外にいる時でもなかなか学生さんはマスクを外さなくて、学生さんに聞くと、今までマスクを着けていて、3年生だとマスクのない顔そのものを知らないの、逆に恥ずかしくて外せない、と言うんです。よくテレビニュースなんかでも、子どもたちがなかなか外さないとお聞きしています。同じような状況が起こってきているのか、それから、もし外すっていうことであれば、どのような指導のトーンで子どもたちにそういうことを促していくのか、具体的な策を教えていただけたら有り難いです。

教育推進課参事

マスクについては委員のおっしゃるとおりでございまして、子どもの安全を第一に考えますと、マスクの着用というのは熱中症の部分がございまして、外すように、というお声掛けの方はそれぞれの教員が行っております。ただ、最終的に決めるのは子ども自身となりますので、その部分は慎重に行っているというのが現状でございます。細かいところまで把握をしているわけではございませんけれども、適時安全を第一に考えて教師が声掛けをして、そこでトラブルが起こるとか、マスクが原因で体調を崩すということは、現状起こっていないと把握しております。

教育推進課長

どういう場面で外すか、というところにつきましては、主に体育のときにつきましては、熱中症の可能性が高いですので、外すという指導を行っております。また、登下校中も熱中症の可能性がございます

ので、できるだけ外すように、若しくは距離をとって感染を防ぐ、というような指導はさせていただいております。もちろん、場合によってはどんなときでも、息苦しいと感じたときにはマスクを外すように、ということは適時声掛けをしております。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、報告を承ったものといたします。

それでは、第20号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育推進課参事

それでは、第20号議案「島本町特別支援委員会委員の委嘱について」、御説明申し上げます。

島本町特別支援委員会は、教育上配慮を要する障害のある幼児・児童・生徒に対し、その障害の実態を把握し、適正な支援を行うことを目的として、特別支援に関する判断を導き出す機関でございます。

今回、令和4年度の支援学級及び通級指導教室の設置に向けて、その対象となる幼児・児童・生徒の支援等に関わりまして会議を開催する必要があることから、委員の委嘱につきまして、御審議をお願いするものです。

それでは、次の紙面の委員名簿を御覧ください。

委員の構成につきましては、島本町特別支援委員会規則第2条に規定しております。

(1)「学識経験を有する者」としまして、大阪府立高槻支援学校の宇城恵太教諭を学校長から推薦いただきました。

(2)「町立小・中学校の学校医又は高槻市医師会が推薦する者」としまして、中小路隆裕医師を高槻市医師会から推薦いただきました。

(3)「町立小・中学校の教職員」としましては、今年度の担当として、校長からは山田校長と松本校長に、教頭からは藪田教頭と加藤教頭に、教諭からは支援教育コーディネーターを勤めている永田教諭と砂川教諭をお願いしたところであります。

任期につきましては、島本町特別支援委員会規則第3条に規定しており、令和5年3月31日まででございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。



よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願いいたします。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は挙手願います。

教育委員

任期が年度末になっていますが、今日議決してということになると、4月からこの間は不在ということになっていたという認識でよろしいでしょうか。

教育推進課参事

任期につきまして、来年度の特別支援学級入級、通級指導教室入室に関わる審議になります。第1回目は8月22日に予定させていただいておりますので、ここで御可決いただきまして、開催の通知を出させていただくという流れでございます。例年でございますと、第2回が12月初旬に行いまして、そこで審議の内容を決めていく段取りでございます。

教育長

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、第21号議案「島本町府費負担教職員被服貸与規則の廃止について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

教育総務課長

それでは、第21号議案「島本町府費負担教職員被服貸与規則の廃止について」、御説明申し上げます。

本案件は、教育長に対する事務委任規則第1条第1項第12号の「教育委員会規則及びその他教育委員会の定める規程を制定し、又は改廃すること。」に該当するため、教育委員会の議決を求めるものでございます。

まず、資料の21ページをお開きください。

こちらは、島本町府費負担教職員被服貸与規則を廃止する規則の全

文となります。

続いて、22ページの議案資料を御覧ください。

始めに、提案理由としましては、効率的かつ効果的な行財政運営の観点を踏まえ、府費負担教職員への被服貸与を廃止するものでございます。

これまで町では、本規則に基づき、大阪府教育委員会が任用する町立学校の教職員、いわゆる府費負担教職員のうち非常勤職員等を除く教職員に対して、新規採用時又は町外からの転入時に、トレーニングウェアを上下1着貸与してまいりました。

このたび、府費負担教職員への被服の貸与について総合的に検討し、健全な行財政運営を図っていく観点を踏まえ廃止することが望ましいと判断し、本規則を廃止するものでございます。

なお、現在貸与している被服に関しましては、廃止規則の附則第2項の規定により、貸与している教職員にそのまま支給する取扱いとするものでございます。

最後に、施行期日は、公布の日からでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議いただき、御可決賜りますようお願い申し上げます。

教育長

これより、本案に対する質疑を行います。

質問のある方は、挙手願います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより本案に対する討論を行います。

(「なし」の声あり)

教育長

ないようでございますので、討論を終結いたします。

それではお諮りします。本案は、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長

御異議がないようでございますので、可決することに決しました。

それでは、以上をもちまして、令和4年第8回教育委員会定例会を閉会いたします。